

コンサルタント・セラピスト（スーパーバイザー）養成コースの設立について

理念：分析学会のスーパーバイザー認定取得をひとつの必要条件とするが、それに留まらず、分析的心理療法コミュニティにおいて後進を育成する能力と方法論、そしてコミュニティ内における立ち位置をもった指導者を育成すること。

対象：すでに分析学会認定心理療法士もしくは認定精神療法医の認定を受けている者のうち、分析学会のスーパーバイザー認定を受けることを目指し、後進の指導および関西における精神分析的心理療法コミュニティの発展に寄与する志を持った臨床家。IPPO の正会員であるか、もしくは正会員になる準備がある者。

本コースにて必要となる認定条件

***IPPO 基準のコンサルタント（スーパーバイザー）認定条件：次世代の育成に有効に機能できる人材(分析学会基準に上乘せ)**

そのための要件は、学会の認定スーパーバイザーの認定要件（注1）に加えて、

1) 週複数回頻度の臨床経験

分析学会認定取得後のケースとして、3 例を 1 年以上経験すること。その中の 1 症例は週 2 回以上の頻度で行い、週複数回のケースについてはスーパービジョンを受けることを必須とする。症例は、IPPO に紹介されたケースをアセスメント時より担当することが望ましい(臨床の場合は応談)。また、これらのケースは、IPPO の定例会でそれぞれの症例につき最低一度は発表する必要がある。

2) 週 3 回以上での訓練セラピーの経験

週 3 回以上の頻度での分析的セラピーを、IPPO 選任の訓練セラピストから 3 年以上にわたり受けること（IPPO のコンサルタント・セラピスト・コース申し込み時に既に終了している場合には、この条件を満たしていると見なされる。また、週 3 回以下で継続中の場合は、頻度を上げることを検討する）。

3) GSV でのスーパーバイザー経験

隔週以上の頻度での設定のグループ・スーパービジョンに、3 年間にわたり参加し、そのうち少なくとも一年間は、co-supervisor としてグループを統括する経験をすること。

(注1) 日本精神分析学会認定精神療法医、心理療法士スーパーバイザー認定審査要綱参照

***既に分析学会認定スーパーバイザーの資格取得者も IPPO のコンサルタント・セラピストに応募**

することは可能。

IPPO におけるコンサルタント・セラピスト・コースでの達成項目案（審査基準となる）

- 1) 話された素材から転移及び逆転移を的確に読み取り説明することができる。
- 2) セッションを重ねて行く中で転帰の到来を確実にキャッチできる。
- 3) 分析設定を立ち上げ、それを維持する能力があり、分析的態度を身につけている。
- 4) 報告された夢を分析する能力があり、さらなる夢見を促進する能力がある。
- 5) 精神分析の歴史と現在の知見に対する関心を保ち、自らの臨床家としての立ち位置から、論文執筆や学術的発表に必要な文献を探し当てる能力がある。
- 6) 後進を育成する意欲と方法論を持っている。
- 7) 日本における精神分析コミュニティに積極的に参加し、その発展に尽力する意欲を持っている。

IPPO コンサルタント・セラピスト（スーパーバイザー）養成コースの訓練内容

- 1) IPPO のグループ・スーパービジョンに参加し、状況に応じてグループのリーダー的な役割を担う練習をすることで、主導的立場から意見を述べる訓練をする。（GSVの2回に1回はリーダーをする。）
- 2) 合計3例、訓練ケースをスーパービジョンのもとで経験し、1ケースは週2回以上の頻度での1例以上担当する。（IPPOのケースでもよいし自分の職場でのケースでもよい）。すべてのケースにつきできるだけ週複数回設定であることが望ましい。
- 3) 認定セミナーで講師、及び助言者を務める。（有給）
- 4) 訓練生による模擬講義の企画を立ち上げる（月一回程度 無給）。
- 5) コース所属中に論文執筆し投稿・受理されること（論文指導）
- 6) 個別チュートリアル（年間3回）を受け、臨床経験と指導経験の進捗につき報告し検討する。
- 7) IPPOのチューター業務を手伝う。